

議第114号 令和5年度大垣市一般会計補正予算(第6号)

議第115号 大垣市手数料徴収条例の一部改正について

議第114号

令和5年度大垣市一般会計補正予算(第6号)

令和5年度大垣市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,523,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月12日提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		10,165,340	52,000	10,217,340
	2. 国庫補助金	3,640,527	52,000	3,692,527
歳入合計		65,471,000	52,000	65,523,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		5,476,000	20,000	5,496,000
	1. 保健衛生費	2,771,800	20,000	2,791,800
7. 商工費		2,560,100	32,000	2,592,100
	1. 商工費	2,506,400	32,000	2,538,400
歳出合計		65,471,000	52,000	65,523,000

令和5年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	2,346,350	52,000	2,398,350	1. 総務管理費	52,000	累 計 2,342,182 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費 施術所・歯科技工所物価高騰対策支援事業費 20,000 中小企業者等物価高騰対策支援事業費 32,000
計	3,640,527	52,000	3,692,527			

2 歳 出

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明											
				特定財源	一般財源	区分	金額												
1. 保健衛生総務費	156,670	20,000	176,670	国県支出金	-	1. 報酬	480	累計 4,172 会計年度任用職員報酬											
				20,000			-	4. 共済費	100	累計 8,640 職員共済組合負担金 30 社会保険料 50 雇用保険事業主負担 20									
				地方債					-	-	8. 旅費	40	累計 242 費用弁償						
				その他					-			-	10. 需用費	69	累計 1,052 消耗品費 60 印刷製本費 9				
									-					-	11. 役務費	71	累計 411 通信運搬費		
									-							-	13. 使用料及び賃借料	40	累計 519 機械器具借上料
									-									-	18. 負担金補助及び交付金
	-																		
計	2,771,800	20,000	2,791,800	国県支出金 20,000 地方債 その他	-														

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 商工振興費	1,721,710	32,000	1,753,710	国県支出金	-	1. 報酬	1,290	会計年度任用職員報酬
				32,000			-	
				地方債	-			
				その他	-			
					-			

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4. 共済費	260	累計 11,490 職員共済組合負担金 100 社会保険料 140 雇用保険事業主負担 20
						8. 旅費	90	累計 109 費用弁償
						10. 需用費	250	累計 2,716 印刷製本費
						18. 負担金補助及び交付金	30,000	累計 354,239 中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金
計	2,506,400	32,000	2,538,400	国県支出金 32,000 地方債 - その他 -	-			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	2,419 ^人	1,214,960 ^{千円}	4,676,430 ^{千円}	3,063,740 ^{千円}	8,955,130 ^{千円}	1,728,880 ^{千円}	10,684,010 ^{千円}
補 正 前	2,417	1,213,190	4,676,430	3,063,630	8,953,250	1,728,520	10,681,770
比 較	2	1,770	0	110	1,880	360	2,240

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	120,110 ^{千円}	138,290 ^{千円}	61,710 ^{千円}	81,310 ^{千円}	49,550 ^{千円}	521,760 ^{千円}	6,400 ^{千円}
	補 正 前	120,110	138,290	61,710	81,310	49,550	521,760	6,400
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当				
補 正 後	770 ^{千円}	59,980 ^{千円}	1,885,460 ^{千円}	138,400 ^{千円}				
補 正 前	770	59,980	1,885,350	138,400				
比 較	0	0	110	0				

議第115号

大垣市手数料徴収条例の一部改正について

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月12日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例

大垣市手数料徴収条例(平成12年条例第2号)の一部を次のように改正する。別表1の部を次のように改める。

1 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この部において「法」という。)の施行に関する事務	1 法第10条第1項若しくは第10条の2に規定する戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第120条の2第1項に規定する戸籍証明書の交付(条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定により、証明を請求するものを除く。以下この部において同じ。)	戸籍謄抄本又は戸籍証明書交付手数料	1通につき	450円
	2 法第10条第1項又は第10条の2に規定する戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍一部事項証明書交付手数料	証明事項1件につき	350円
	3 法第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円

組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この部において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

4 法第12条の2に規定する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第120条の2第1項に規定する除籍証明書の交付	除籍謄抄本又は除籍証明書交付手数料	1通につき	750円
5 法第12条の2に規定する除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍一部事項証明書交付手数料	証明事項1件につき	450円
6 法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信	除籍電子証明書提供用識別	除籍電子証明書提供用識別	700円

<p>技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>符号発行手数料</p>	<p>符号1件につき</p>	
<p>7 法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)に規定する届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)に規定する届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項に規定する届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>戸籍証明書交付手数料</p>	<p>1通につき</p>	<p>350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用</p>

				いる場合に あつては、 1,400円
8	法第48条第2項(法第117条 において準用する場合を含 む。)に規定する届書その 他市長の受理した書類を閲 覧に供する事務又は法第 120条の6第1項に規定する 届書等情報の内容を表示し たものを閲覧に供する事務	届書等閲 覧手数料	書類又は 届書等情 報の内容 を表示し たもの1 件につき	350円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。